

高額療養費制度の自己負担月額上限引き上げを含む改正案を抜本的に見直し、撤回を求める意見書

第221回特別国会で審議中の健康保険法改正案に、高額療養費制度についても見直す改正案が含まれています。

そもそも高額療養費制度は、医療機関の窓口で支払う医療費が高額になり、一定の上限額を超えた場合にその額を患者に支給し、経済的な理由から治療を断念したりすることがないようにする制度です。高額な治療や長期にわたり療養が必要な患者にとって、まさに命綱ともいえる制度です。

しかし、高額療養費制度利用者の約8割は、今回の見直し案によって直近12ヶ月以内に3回以上上限に達した場合に適用される「多数回該当」の対象から外れます。多数回該当から外れる多くの患者は、実質的な負担増となります。患者の多くは、病気療養による医療費の負担増に加え、就労収入の減少や休職、退職となる場合も多く、この見直しによる負担増で、深刻な生活困難に陥ることが懸念されます。

厚生労働省は「現役世代の保険料負担の軽減」などを掲げており、高額療養費制度の見直しによって受診控えが生じ、その結果1070億円の給付削減が可能と見込んでいます。わずかばかりの保険料軽減を行うために、病気で療養中の患者のいのちを脅かして高額療養費制度の適用から外される事態は、セーフティネットである高額療養費制度の本来の役割を壊すことに他ならず、現役世代も含むすべての世代が安心して医療を受ける機会を断念しなければならなくなることが危惧されます。

このような高額療養費制度の自己負担月額上限引き上げを含む改正案は抜本的に見直し、撤回させ、すべての世代の国民が安心して医療を受ける権利を保障するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月19日

山梨県上野原市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長